



県章

山形県公報

平成29年3月21日（火）

第2829号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………（税 政 課）…244
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…281
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（県民文化課）…282
- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（市町村課）…283
- 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（みどり自然課）…284
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課）…293
- 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域医療対策課）…294
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…（工業戦略技術振興課）…同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…298

訓 令

- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）…同
- 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………（ 同 ）…299
- 職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令……………（ 同 ）…300
- 山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令……………（税 政 課）…301

告 示

- 平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部改正……………（工業戦略技術振興課）…302
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………（水産振興課）…306
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………307

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成29年1月22日執行の山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………310

- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則………311
 ○山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則………同
 ○山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則………312

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出………（商業・県産品振興課）…同
 ○同 ……（同）…314
 ○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見………（同）…315

規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

（山形県県税規則の一部改正）

第1条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、「(条例第117条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第1項中「第150条第4項」を「第177条の10第4項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第7条第1項中「第122条第1項」を「第135条の11第1項」に改め、同条第2項中「第122条第3項」を「第135条の11第3項」に改める。

第19条中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第21条第2項中「第117条第2項」を「第135条の6第2項」に、「自動車取得税又は自動車税」を「自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第37条中「納入申告書(ロ)欄」を「納入申告書(イ)欄」に改める。

第41条の3中「(条例第117条第3項において準用する場合を含む。)」を削る。

第41条の6第1項中「第117条第2項」を「第135条の6第2項」に、「自動車取得税額又は自動車税額」を「自動車税の環境性能割額又は自動車税の種別割額」に改める。

第41条の15中「第122条第1項第4号」を「第135条の11第1項第3号」に、「世帯の」を「世帯に属する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務）

第41条の16 市町村長は、毎年6月30日までに、自動車税の環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を知事に提出しなければならない。

第42条第1項第1号中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項中「自動車税納税通知書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に、「自動車税納税通知書（口座振替加入者用）」を「自動車税種別割納税通知書（口座振替加入者用）」に、「自動車税納税通知書（身体障がい者等減免該当者用）」を「自動車税種別割納税通知書（身体障がい者等減免該当者用）」に、「自動車税納付書」を「自動車税種別割納付書」に、「自動車税賦課取消・減額通知書」を「自動車税種別割賦課取消・減額通知書」に、「自動車取得税更正請求書」を「自動車税環境性能割更正請求書」に、「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税種別割減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税過誤納金還付・過誤納金還付兼賦課取消・減額通知書」を「自動車税種別割過誤納金還付・過誤納金還付兼賦課取消・減額通知書」に、

「自動車税納税証明書
自動車税納税証明書（継続検査・
構造等変更検査用）交付請求書
「自動車税充当通知書」を「自動車税種別割充当通知書」に、自動車税納税証明書（継続検査・ を
構造等変更検査用）
自動車税納税証明書（継続検査・
構造等変更検査用）」

「自動車税種別割納税証明書
自動車税種別割納税証明書（継続
検査・構造等変更検査用）交付請
求書
自動車税種別割納税証明書（継続
検査・構造等変更検査用）
自動車税種別割納税証明書（継続
検査・構造等変更検査用）」

「自動車税領収証書
自動車税領収証書（口座振替加入 を
者用）」

「自動車税種別割領収証書

自動車税種別割領収証書（口座振 に、「自動車税督促状」を「自動車税種別割督促状」に、「第165条」を「第
替加入者用）」

177条の19」に改め、同表2 県民税の項中「第58条第1項、第2項及び第3項」を「第58条第6項」に、「第63条
第3項」を「第58条第6項及び法第63条第3項」に改め、同表6 削除の項を次のように改める。

6 軽油引取税

仮特約業者指定通知書	第124号様式	第34条第1項
仮特約業者指定取消通知書	第125号様式	第34条第2項
特約業者指定通知書	第126号様式	第35条第1項
特約業者の指定申請棄却通知書	第127号様式	第35条第2項
特約業者指定取消通知書	第128号様式	第35条第3項
特別徴収義務者指定通知書	(第114号様式)	第36条
納入申告書(イ)欄の数量を証する書類	第129号様式	第37条
受領した免税証の内訳書	第130号様式	第37条
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	第131号様式	条例第131条の5第1項
軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書	第132号様式	条例第131条の5第3項
何税に係る登録事項の変更申請・ 休止・再開届出書	(第117号様式)	条例第131条の5第4項
軽油引取税特別徴収義務者登録消 除申請書	第133号様式	条例第131条の5第5項
軽油引取税特別徴収義務者登録消 除通知書	第134号様式	条例第131条の5第7項
特別徴収義務者登録証票再交付申 請書	(第119号様式)	条例第131条の5第9項
免税軽油所要数量計算書(船舶用)	第135号様式	法第144条の21第1項
免税軽油所要数量計算書(農業用)	第136号様式	法第144条の21第1項
免税軽油所要数量計算書(鉱業用、 その他用)	第137号様式	法第144条の21第1項
免税軽油使用者証書換・再交付申 請書	第138号様式	条例第131条の6第4項及び第5 項

免税軽油使用者証受領書	第139号様式	第40条
免税軽油使用者証の返納書	第140号様式	条例第131条の6第4項
免税証の返納書	第141号様式	条例第131条の7第8項
軽油引取税免税証受領書	第142号様式	第40条の2
徴収不能額等の還付・納入義務免除決定通知書	第143号様式	法第144条の30第3項
軽油引取税還付申請書	第144号様式	条例第131条の12第2項及び第40条の4
軽油引取税還付・納入義務免除申請書	第145号様式	条例第131条の13第1項及び第40条の4
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認申請書	第146号様式	条例第131条の14第1項
免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認書	第147号様式	条例第131条の14第2項
免税証（免税軽油使用者証）返納命令書	第148号様式	法第144条の21第4項
何税更正・決定・加算金決定・納額通知書	（第122号様式）	法第13条第1項、法第144条の44第4項、法第144条の47第6項及び法第144条の48第5項
不申告加算金決定・納額通知書	（第123号様式）	法第13条第1項及び法第144条の47第6項
削除	第149号様式から 第160号様式まで	

別表7自動車税、自動車取得税の項中「7自動車税、自動車取得税」を「7自動車税」に、「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除承認申請書」に、「自動車税課税免除承認通知書」を「自動車税種別割課税免除承認通知書」に、「自動車税課税免除不承認通知書」を「自動車税種別割課税免除不承認通知書」に、「自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」を「自動車税種別割の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」に、「第133条第6項」を「第133条第5項」に、「自動車税課税免除取消通知書」を「自動車税種別割課税免除取消通知書」に、「第133条第9項」を「第133条第8項」に、「自動車税納税義務消滅申告書」を「自動車税種別割納税義務消滅申告書」に、「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書」を「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書」に、「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」を「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」に、「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書」を「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書」に、

「自動車税・自動車取得税減免申請書（被災自動車用）」	第164号様式	条例第122条第2項及び条例第142条第2項
自動車税・自動車取得税減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）」	第164号の2様式	条例第122条第2項及び条例第142条第2項
自動車税・自動車取得税減免申請書（身体障がい者等利用自動車用）」	第164号の2の2様式	条例第122条第2項及び条例第142条第2項
「自動車税環境性能割・種別割減免申請書（被災自動車用）」	第164号様式	条例第135条の11第2項及び条例第142条第2項
自動車税環境性能割減免申請書（救急自動車等用）」	第164号の2様式	条例第135条の11第2項
自動車税環境性能割・種別割減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）」	第164号の2の2様式	条例第135条の11第2項及び条例第142条第2項
自動車税環境性能割・種別割減免申請書（身体障がい者等利用構造変更自動車用）」	第164号の2の3様式	条例第135条の11第2項及び条例第142条第2項

税減免申請書（商品中古自動車用）」を「自動車税種別割減免申請書（商品中古自動車用）」に、「自動車税の減免に該当しなくなった旨の届出書」を「自動車税種別割の減免に該当しなくなった旨の届出書」に、「自動車取得税更正、決定、加算金決定、納額通知書」を「自動車税環境性能割更正、決定、加算金決定、納額通知書」に、「第13条、法第129条第4項、法第132条第6項及び法第133条第5項」を「第13条第1項、法第168条第4項、法第171条第6項及び法第172条第5項」に、「自動車取得税の納税義務の免除の適用があるべき旨の申告書」を「自動車税環境性能割の納税義務の免除の適用があるべき旨の申告書」に、「第120条第2項」を「第135条の9第2項」に、「自動車取得税還付申請書」を「自動車税環境性能割還付申請書」に、「第120条第7項」を「第135条の9第7項」に、「自動車取得税納付義務免除（還付）申請書」を「自動車税環境性能割納付義務免除（還付）申請書」に、「第121条第2項」を「第135条の10第3項」に、「自動車取得税徴収猶予通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予通知書」に、「第125条第5項」を「第164条第5項」に、「自動車取得税徴収猶予取消通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書」に、

「自動車税減免申請書 第164号の11様式」を
 「自動車税種別割減免申請書 第164号の11様式」に改め、同表7の2軽油引取税の項を削る。

別記第5号様式（表）中「自動車税納税通知書 兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書 兼領収証書」に改め、同様式（裏）の注書中「第151条第7項」を「第177条の11第7項」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第5号の2様式（表）中「自動車税納税通知書 口座振替加入者用」を「自動車税種別割納税通知書 口座振替加入者用」に改める。

別記第5号の3様式（表）中「自動車税納税通知書（減免予定者用）」を「自動車税種別割納税通知書（減免予定者用）」に改める。

別記第11号様式の注書第1項中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第11号の3様式中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自動車税納付書」を「自動車税種別割納付書」に改める。

別記第11号の4様式中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自動車税納付書」を「自動車税種別割納付書」に、「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改める。

別記第14号様式の注書中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第14号の2様式中「自動車税賦課取消・減額通知書」を「自動車税種別割賦課取消・減額通知書」に改める。

別記第15号の4様式中

「 受付印」
 自動車取得税更正請求書 を

「 受付印」
 自動車税環境性能割更正請求書 に改め、「・車両標識番

号」を削り、

自動車 の	種	類
	用	途
	型	式
類別区分番号		
取得価額		

 を

自動車 の	種	類
	用	途
	型	式
類別区分番号		
課税標準額		

 に改める。

別記第16号の2様式（表）中「自動車税減免決定通知書 兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税種別割減免決定通知書 兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。

別記第61号の2様式（表）中

自動車税 過誤納金還付 通知書
過誤納金還付兼賦課取消・減額

を

自動車税種別割 過誤納金還付 通知書
過誤納金還付兼賦課取消・減額

に、

「自動車税」を「」に改める。

別記第61号の3様式中「自動車税充当通知書」を「自動車税種別割充当通知書」に、「自動車税が」を「自動車税種別割が」に、「自動車税の」を「の」に改める。

別記第75号の2様式中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第76号様式中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

別記第77号様式中「自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用) 交付請求書」を

「自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用) 交付請求書」に改める。

別記第77号の2様式中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改め、同様式の注書を削る。

別記第77号の3様式を次のように改める。

第77号の3様式

自動車税種別割納税証明書
 (継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号	
車台番号	

この証明書は車検等を受けるときに必要なものです。
 必ず車検証と一緒に保管し、車検等の際提示してください。

この証明書の有効期限	年 月 日
------------	-------

証 明 印 (領収済日付印)

山形県
 何総合支庁長

別記第82号の2様式中「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改める。

別記第82号の3様式中「自動車税領収証書（口座振替加入者用）」を「自動車税種別割領収証書（口座振替加入者用）」に改める。

別記第86号様式（表）の注書中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第87号様式（表）中「自動車税督促状」を「自動車税種別割督促状」に改める。

別記第97号様式から別記第97号の3様式までの規定中「」を削る。

別記第124号様式から別記第160号様式までを次のように改める。

第125号様式

仮 特 約 業 者 指 定 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

被指定取消者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを 年 月 日付けで仮特約業者に指定しましたが、下記によりその指定を取り消しましたから、山形県県税規則第34条第2項の規定により通知します。

（注意）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

取 消 年 月 日

年 月 日

取 消 し

の 理 由

第126号様式

特約業者指定通知書

第 号
年 月 日

被指定者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを特約業者に指定しましたから、山形県県税規則第35条第1項の規定により通知します。

指 定 年 月 日

年 月 日

第127号様式

特約業者の指定申請棄却通知書

第 号
年 月 日

申請者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

年 月 日付けで申請のあつた特約業者の指定については、下記の理由により認めることができませんから、山形県県税規則第35条第2項の規定により通知します。

（注意）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

認めることが
できない理由

第128号様式

特 約 業 者 指 定 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

被指定取消者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを 年 月 日付けで特約業者に指定しましたが、下記によりその指定を取り消しましたから、山形県県税規則第35条第3項の規定により通知します。

（注意）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

取 消 年 月 日

年 月 日

取 消 し

の 理 由

第130号様式

受領した免税証の内訳書

特別徴収義務者名

(年 月分)

区 分	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	計	数	量
リットル券	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
リットル券															
リットル券															
リットル券															
リットル券															
リットル券															
リットル券															
計															

(注) 1 この内訳書は、軽油引取税納入申告書に添付して提出してください。
 2 申告月（行為月）後に受領した免税証を含めないように注意してください。

第131号様式

(表)



軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩
個人番号又は法人番号
電話 番

下記のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請します。

①氏名又は名称及び代表者氏名		※ 登録事項変更欄	
②住（居）所又は所在地		年 月 日	事 項
③事務所又は事業所	(裏面のとおり)	・ ・	
④特約している元売業者の名称		・ ・	
⑤元売業者又は特約業者として指定された日		・ ・	
⑥軽油の納入地		・ ・	
⑦納入を受ける者の住（居）所又は所在地及び氏名又は名称		・ ・	
交付を受けた登録証票	登録番号 第 号～第 号	受領者 氏名	年月日受領 氏名 ⑪

- (注) 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に書いてください。
 2 県内に事務所又は事業所が所在する特別徴収義務者は、⑥及び⑦の欄には記載する必要がありません。
 3 ※欄は記載する必要がありません。

(裏)

③ 事務所又は事業所

名称	所在地	代表者の氏名	貯蔵設備の概要	事業開始年月日	登録番号	備考

- (注) 1 県内に所在する事務所又は事業所について記載してください。
2 「事業開始年月日」の欄には、軽油に係る事業開始年月日を記載してください。
3 貯蔵設備の概要については、見取図を添付してください。

第132号様式

軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを軽油引取税の特別徴収義務者として登録しましたから、山形県県税条例第131条の5第3項の規定により通知します。

登録年月日

年 月 日

第133号様式

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

④

個人番号又は法人番号

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録について、下記の理由により登録の消除を申請します。

消 除 申 請 の
理 由

第134号様式

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

第 号
年 月 日

被消除者

住（居）所又は所在地
氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長
氏 名 印

あなたの軽油引取税の特別徴収義務者としての登録について、下記によりその登録を消除しましたから、山形県県税条例第131条の5第7項の規定により通知します。

（注意）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

消 除 年 月 日

年 月 日

消 除 の
理 由

第135号様式

免税軽油所要数量計算書（船舶用）									
免税軽油使用者証番号		第 号		氏名又は名称 及び代表者氏名					
船舶登録番号		船 名		船 籍 港		トン数	進水年月日		機関の種類
区 分				申 請		審 査		摘 要	
所要 数量 計算 の 基礎	機関の1時間1馬力（P S） 当たりの軽油の消費数量 ㊦			し		し			
	軸 馬 力 ㊧			P S		P S			
	1日平均の稼働時間 ㊨			時間		時間			
免税 証 交 付 申 請 分	所要数量計算期間 ㊩			年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで			
	所要数量計算期間の稼働見込日数 ㊪			日		日			
	所 要 数 量 ㊦×㊧×㊨×㊩			し		し			
前 年 度 の 実 績	月別	稼働 日	稼働 数	稼働 時間	軽油 使用 量	月別	稼働見込 日数	審 査	摘 要
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
	9					9			
	10					10			
	11					11			
	12					12			
	1					1			
	2					2			
	3					3			
	計	日		時間		し	計	日	

（注）1 この計算書は、「免税証交付申請書」に必ず添付して提出してください。

2 太枠欄のみ記入してください。

第136号様式

免税軽油所要数量計算書（農業用）									
免税軽油使用者証番号		第 号	氏名又は名称 及び代表者氏名						
所有機械及び各種作業用	機械の名称 （使用者証に記載のあるものに限る。）	アタッチメントの名称		耕作地の状況	区分 （地目）	作物の種類	耕作面積	うち借受面積	
								a	a
所要数量計算の基礎	区分	申請			審査			摘要	
	作業名	① 面積 (稼働見込時間)	② 10アール当たりの軽油消費数量 (1時間当たりの軽油消費数量)	①×②×0.1 軽油消費見込数量 (①×②)	面積	10アール当たりの軽油消費数量	軽油見込消費数量		消費量
		a	l	l	a	l	l		
	稲								
	作								
	畑								
	作								
	その他								
合計									

- (注) 1 この計算書は、「免税証交付申請書」に必ず添付して提出してください。
 2 太枠欄のみ記入してください。
 3 揚水等の時間単位の作業について申請する場合は、「所要数量計算の基礎」の欄は、()内の項目について記載してください。

第137号様式

免税軽油所要数量計算書（鉱業用・その他）																				
免税軽油使用者証番号		第		号		氏名又は名称及び代表者氏名														
No.	機	械	名	用	途	型	式	製	造	年	月	日	購	入	年	月	日			
区						分		申		請		審		査		摘		要		
所要数量計算の基礎	機械の1時間1馬力当たりの軽油の消費数量 ㊦								し				し							
	軸馬力 ㊧								P S				P S							
	1日平均の稼働時間 ㊨								時間				時間							
免税証交付申請分	所要数量計算期間 ㊩								年月日から 年月日まで				年月日から 年月日まで							
	所要数量計算期間の稼働見込日数 ㊪								日				日							
	所要数量 ㊦×㊧×㊨×㊩								し				し							
前年度の実績	月別	稼働日	稼働数	稼働時間	軽油使用量	所要数量計算期間における月別日数	月別	稼働見込日数	審		査		摘		要					
	4						4													
	5						5													
	6						6													
	7						7													
	8						8													
	9						9													
	10						10													
	11						11													
	12						12													
	1						1													
	2						2													
	3						3													
計		日		時間	し	計		日												

(注) 1 この計算書は、「免税証交付申請書」に必ず添付して提出してください。

2 太枠欄のみ記入してください。

第138号様式



免税軽油使用者証書換・再交付申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

免税軽油使用者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ④
電話 番

下記のとおり免税軽油使用者証の書換・再交付を申請します。

機械車両又は設備の明細	所在地				
	機械車両又は設備の名称	No.	No.	No.	No.
	機械車両又は設備の所有者の氏名(名称)				
	型式				
	軸馬力				
	燃焼方法				
	台数				
	用途				
年間見込所要数量	し	し	し	し	
年間見込所要数量合計	し				
書換又は再交付を申請する理由					

- (注) 1 機械、車両又は設備の名称については、この申請書を提出する日現在の全部のものについて詳細に記載してください。
- 2 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付してください。
- 3 「型式」の欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載してください。
- 4 免税軽油使用者証の書換を申請する場合は、現在交付を受けている免税軽油使用者証を添付してください。
- 5 免税軽油使用者証の再交付を申請する場合は、その理由がき損によるものであるときは現在交付を受けている免税軽油使用者証を、亡失によるものであるときは亡失届出書を添付してください。

第141号様式

受付印

免税証の返納書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

返納者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話

⑩

番

下記のとおり免税証を返納します。

返納する免税証の明細	免税証の種類	番 号	枚 数	数 量	交付を受けた年月日
	リットル券	から ----- まで	枚	し	. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	リットル券	から ----- まで			. .
	計				

返納する理由

第142号様式



軽油引取税免税証受領書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

免税軽油使用者
 住（居）所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名 [Ⓜ]
 電話 番

軽油引取税の免税証を下記のとおり受領しました。

種 類	番 号	枚 数
リットル券	から まで	枚
リットル券	から まで	
計		

第143号様式

徴収不能額等の還付決定通知書 納入義務免除						
						第 号 年 月 日
特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称 様						山形県何総合支庁長 氏 名 印
さきに申請のあつた軽油引取税の徴収不能額等の還付について、下記のとおり決定しましたか ら、地方税法第 条第 項の規定によつて通知します。 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対し 審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算し て6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起すること はできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分 の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないと き。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
承 認 内 容	年 度	月 別	申 請 区 分	申 請 額	承 認 額	
			還 付 納入義務免除	円	円	
還 付 又 は 免 除 の 措 置 を	年 度	月 別	措置をしない税額	措 置 を し な い 理 由		
			円			

第144号様式

受付印

軽油引取税還付申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話 番

下記のとおり軽油引取税の還付を申請します。

事務所又は 事業所	所在地 名称		
年度及び 月 別	年度 月分	納入年月日 納 入 額	年 月 日 円
販売契約の解除により、軽油の返還を受けた相手方の住 （居）所、所在地及び氏名、名称		返還を受けた年月日	返還を受けた数量
		・ ・	・ k l
		・ ・	・
		・ ・	・
		・ ・	・
		・ ・	・
計 (ア)			・
$(ア) \times \frac{1}{100}$	$\left(\frac{0.3}{100}\right)$	(イ)	
差引計	(ア) - (イ)	(ウ)	
税 率		(エ)	
還 付 申 請 額	(エ) × (ウ)		円
摘 要			

上記の申請について承認します。（しません。）

なお、承認しないことに不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

山形県何総合支庁長 氏 名 印

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。

2 この申請書には、軽油が返還されたこと及びその数量を証する書類を添付してください。

第145号様式



還付申請書
軽油引取税納入義務免除

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊤

電話 番

下記のとおり軽油引取税の還付を申請します。
納入義務免除

事務所又は 事業所	所在地 名称		
年度及び 月 別	年度 月分	納入年月日 納 入 額	年 月 日 円
免税証に記載された数量を超える軽油を引渡した免税軽油 使用者の住（居）所、所在地及び氏名、名称		免税証に記載された 数量を超える軽油を 引渡した 年 月 日	免税証に記載された 数量を超える軽油の 引渡数量
計		(ア)	
$(ア) \times \frac{1}{100}$		$\left(\frac{0.3}{100}\right)$	(イ)
差引計		(ア) - (イ)	(ウ)
税 率			(エ)
還 付 納入義務免除 申請額		(エ) × (ウ)	円
摘 要			

上記の申請について承認します。（しません。）
 なお、承認しないことに不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 年 月 日
 山形県何総合支庁長 氏 名 印

- (注) 1 この申請書は2通提出してください。
 2 この申請書には、山形県県税条例第131条の14第2項に規定する承認書を添付してください。
 3 「納入年月日」及び「納入額」の欄は、還付の申請の場合のみ記載してください。

第146号様式



免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

免税軽油使用者
 住（居）所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩
 電話 番

免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについて、下記のとおりその承認を申請します。

免税軽油使用者証番号	第 号
免税証の交付を申請した軽油の数量	ℓ
免税証の交付を受けた軽油の数量	ℓ
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量	年 月 日 ℓ
免税軽油以外の軽油引渡しを行なった軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名、名称	
免税用途に供する軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由	
摘要	

第147号様式

免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認書	
	第 号 年 月 日
免税軽油使用者 住（居）所、所在地 氏名、名称様	山形県何総合支庁長 氏 名 印
あなたが、免税軽油以外の軽油 リットルを販売業者 から引き取って 年 月 日免税用途に供した事実及びその数量を承認します。	

第148号様式

免税証（免税軽油使用者証）返納命令書	
	第 号 年 月 日
被交付者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称様	山形県何総合支庁長 氏 名 印
<p>あなたに交付しました免税証（免税軽油使用者証）につきまして、地方税法第144条の21第4項の規定により返納を命じます。</p> <p>この処分不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	
返納の理由	

第149号様式から第160号様式まで 削除

別記第161号様式中 「
受付印 自動車税課税免除承認申請書 を

「
受付印 自動車税種別割課税免除承認申請書 に、「自動車税の」を

「自動車税種別割の」に改める。

別記第161号の2様式中

「
 自動車税課税免除承認通知書 を

「
 自動車税種別割課税免除承認通知書 に、「自動車税の」を

「自動車税種別割の」に改める。

別記第161号の3様式中

「
 自動車税課税免除不承認通知書 を

「
 自動車税種別割課税免除不承認通知書 に、「自動車税の」を

「自動車税種別割の」に改める。

別記第161号の6様式中

「
受付印 自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書 を

「
受付印 自動車税種別割の課税免除に該当しなくなった旨の届出書 に、「とおり自動車税」を

「とおり自動車税種別割」に、

主たる定置場の所在地		を
課税免除自動車証の番号	第 号	

「
 主たる定置場の所在地 に改める。

別記第161号の7様式中

「
 自動車税課税免除取消通知書 を

「自動車税種別割課税免除取消通知書」に、

「住（居）所
氏名様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称
様」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、
「第133条第9項」を「第133条第8項」に改める。
別記第162号の7様式中「自動車税・自動車取得税」を削る。

別記第163号様式中 (受付印) 自動車税納税義務消滅申告書 を

「(受付印) 自動車税種別割納税義務消滅申告書」に、「自動車税の」を
「自動車税種別割の」に改める。
別記第163号の4様式中

「(受付印) 自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用がある
べき旨の申告書」を

「(受付印) 自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の
納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書」に改める。

別記第163号の5様式中

「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」を

「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」に、「あつた自動車税」を
「あつた自動車税種別割」に改める。
別記第163号の6様式中

「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除
不承認通知書」を

「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の
免除不承認通知書」に、「あつた自動車税」を
「あつた自動車税種別割」に改める。
別記第164号様式中

「(受付印) 自動車税
自動車取得税 減免申請書（被災自動車用）」を

「(受付印) 自動車税環境性能割
種別割 減免申請書（被災自動車用）」に、

「自動車税の」を「自動車税環境性能割の」に、
「自動車取得税」を「自動車税種別割」に、

「

自 動 車 税	自 動 車 取 得 税
---------	-------------

」を

「

種別割	環境性能割
-----	-------

」に改める。

別記第164号の2の2様式を削る。

別記第164号の2様式中

「

○ 受付印	自 動 車 税 自 動 車 取 得 税
----------	------------------------

減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）」を

「

○ 受付印	自 動 車 税 自 動 車 税
----------	--------------------

環境性能割種別割減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）」に、

「自動車税の」を「自動車税環境性能割の」に、
「自動車取得税」を「自動車税種別割」に、

「

自 動 車 税	自 動 車 取 得 税
---------	-------------

」を

「

種別割	環境性能割
-----	-------

」に改め、同様式を別記第164号

の2の2様式とし、別記第164号様式の次に次の1様式を加える。

第164号の2様式

受付印

自動車税環境性能割減免申請書（救急自動車等用）

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

納税者
所在地
名称及び代表者氏名 ㊞
法人番号
電話 _____ 番

下記のとおり自動車税環境性能割の減免を申請します。

減免を受けようとする自動車	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
	初度登録年月	年 月	自動車の種別		
	用途		車体の形状		
	車名		乗車定員	人	
	最大積載量 (貨物のみ)	キログラム	型式		
	総排気量	リットル	車検有効期限	年 月 日	
	所有者の 所在地・名称				
	使用者の本拠の位置 (主たる定置場の所在地)				
	税額等	課税標準額			円
		税額			円
摘要					

(注) 1 この申請書は、減免を受けようとする理由が、医療法第31条の規定による公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車である場合に用いてください。

2 この申請書には、売買契約書の写し又は山形県県税条例第135条の2に規定する通常の取得価額を証する書類を添付してください。

別記第164号の2の2様式の次に次の1様式を加える。

第164号の2の3様式

受付印

環境性能割
自動車税種別割
減免申請書（身体障がい者等利用構造変更自動車用）

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

Ⓜ

電話

番

下記のとおり自動車税種別割の減免を申請します。

減免を受けようとする自動車	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
	初度登録年月	年 月	自動車の種別		
	用途		車体の形状		
	車名		乗車定員	人	
	型式		総排気量	リットル	
	所有者の住（居）所又は所在地・氏名又は名称		車検有効期限	年 月 日	
	使用者の本拠の位置 （主たる定置場の所在地）				
	※営・自区分	営業用 ・ 自家用			
	※構造上の装置	車椅子の昇降装置・固定装置・浴槽・その他（ ）			

	種別割		環境性能割		
※申請区分	1 構造上身体障がい者等の利用に専ら供するための自動車		1 構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車 2 身体障がい者が運転するための構造変更がされた営業用自動車		
税額等	年度	納期限	年 月 日	自動車の取得年月日	年 月 日
		税額	円	課税標準額	円
				① × 税率	円
		減免額	円	①のうち構造変更に必要な金額	円
				減免額 (③×税率)	円
			納付額 (②-④)	円	

(注) 1 この申請書は、減免を受けようとする理由が

- (1) 構造上身体障がい者等の利用に専ら供するための自動車
- (2) 構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車
- (3) 身体障がい者が運転するための構造変更がされた営業用自動車である場合に用いてください。

2 この申請書には、売買契約書の写し又は山形県県税条例第135条の2に規定する通常の取得価額を

証する書類を添付してください。

なお、一般の自動車を構造変更した場合には、当該構造変更に要した金額を証する書類も併せて添付してください。

3 ※印の欄は、該当事項を○で囲んでください。

別記第164号の3様式中

「
受付印 を
 」

自動車税減免申請書（商品中古自動車用）

「
受付印 に、「自動車税の」を
 」

自動車税種別割減免申請書（商品中古自動車用）

「自動車税種別割の」に改める。

別記第164号の4様式中

「
受付印 を
 」

自動車税の減免に該当しなくなった旨の届出書

「
受付印 に、「とおり自動車税」を
 」

自動車税種別割の減免に該当しなくなった旨の届出書

「とおり自動車税種別割」に改める。

別記第164号の5様式中

「
 を
 」

自動車取得税更正・決定・加算金決定・納額・通知書

「
 に改め、「・車両標識番
 」

自動車税環境性能割更正・決定・加算金決定・納額通知書

号」を削る。

別記第164号の6様式中

「
受付印 を
 」

自動車取得税の納税義務の免除の適用があるべき旨の申告書

「
受付印 に、「自動車取得税に」を
 」

自動車税環境性能割の納税義務の免除の適用があるべき旨の申告書

「自動車税環境性能割に」に改め、「・車両標識番号」を削る。

別記第164号の7様式中

「
受付印 を
 」

自動車取得税還付申請書

「 受付印
自動車税環境性能割還付申請書」に、「自動車取得税額」を

「自動車税環境性能割額」に改め、「・車両標識番号」を削り、

「

自動車の車名及び型式	年	型
------------	---	---

」を

「

自動車の車名及び型式	年	型
譲渡担保財産の設定	設定（取得）年月日	年 月 日
	設定者 住（居）所又は所在地	に改める。
	担保債権の消滅により当該担保財産設定者に移転した年月日	年 月 日

」

別記第164号の8様式中

「 受付印
自動車取得税納付義務免除（還付）申請書」を

「 受付印
自動車税環境性能割納付義務免除（還付）申請書」に、「自動車取得税に」を

「自動車税環境性能割に」に改め、「・車両標識番号」を削る。

別記第164号の9様式中

「

自動車取得税徴収猶予通知書

」を

「

自動車税環境性能割徴収猶予通知書

」に、「自動車取得税に」を

「自動車税環境性能割に」に、「自動車取得税額」を「環境性能割額」に改め、「・車両標識番号」を削る。

別記第164号の10様式中

「

自動車取得税徴収猶予取消通知書

」を

「

自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書

」に、「自動車取得税に」を

「自動車税環境性能割に」に改め、「・車両標識番号」を削る。

別記第164号の11様式中

「 自動車税減免申請書」を

「 自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税の」を

「自動車税種別割の」に改める。

別記第164号の12様式から別記第164号の36様式までを削る。

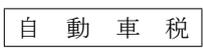
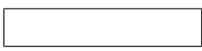
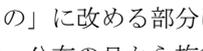
（山形県県税規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県県税規則の一部を改正する規則（平成28年6月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則別表2県民税の項、別記第61号の2様式（「」を「」に改める部分に限る。）、別記第61号の3様式（「自動車税の」を「」に改める部分に限る。）及び別記第97号様式から別記第97号の3様式までの改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 平成31年度以前の年度分の山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）第2条の規定による改正前の山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）に規定する自動車税を課されたことがある中古自動車販売業者（山形県県税規則第42条に規定するものをいう。）に係る第1条の規定による改正後の山形県県税規則（以下「新規則」という。）第42条第1項第1号の規定の適用については、同号中「自動車税の種別割に」とあるのは、「平成31年度以前の年度分の山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）第2条の規定による改正前の条例に規定する自動車税又は自動車税の種別割に」とする。
- 第1条の規定による改正前の山形県県税規則（以下「旧規則」という。）別記第16号の2様式による自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）並びに旧規則別記第77号の2様式及び別記第77号の3様式による自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了する日までの間は、それぞれ新規則別記第16号の2様式による自動車税種別割減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）並びに新規則別記第77号の2様式及び別記第77号の3様式による自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）とみなす。
- 旧規則により作成した用紙で新規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表総合支庁長の項委任事項の欄第14項第1号中「（条例第117条第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第3条第3号イ中「又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証」を削る。

別記様式第1号中「第6号様式の㊸記載額」を「第6号様式の㊹記載額」に改める。

別記様式第3号中 [受付印] 自動車取得税課税免除申請書 を

[受付印] 自動車税環境性能割課税免除申請書 に、「自動車取得税の」を

「自動車税環境性能割の」に改め、「・車両標識番号」及び「又は軽自動車届出済証」を削り、

[自動車取得税額] を [環境性能割額] に改める。

別記様式第5号中 [自動車取得税課税免除決定通知書] を

[自動車税環境性能割課税免除決定通知書] に、

「自動車取得税に」を「自動車税環境性能割に」に改め、「・車両標識番号」を削る。

別記様式第7号中 [自動車取得税課税免除取消通知書] を

[自動車税環境性能割課税免除取消通知書] に、「自動車取得税の」を

「自動車税環境性能割の」に改め、「・車両標識番号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表村山総合支庁長又は庄内総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書」に改め、同条第2項第8号中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書」に改める。

第3条の2第3項中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書」

に改め、同条第4項中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」に改め、同条第5項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書（別記様式第11号の7）」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項第4号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

別記様式第4号の2（表）中「の仮認定」を「の特例認定」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定取消」を「特例認定取消」に改め、同様式（裏）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記様式第4号の4（表）中「仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書」に、「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同様式（裏）中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同様式（仮認定申請書次葉）中「仮認定申請書次葉」を「特例認定申請書次葉」に改める。

別記様式第4号の5（表）中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式（裏）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式（合併認定申請書次葉）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記様式第9号の2中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記様式第11号の5中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書」に、「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人は」を「特例認定特定非営利活動法人は」に改める。

別記様式第11号の6（表）中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」に、「仮認定」を「特例認定」に、「同条」を「同法」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削り、同様式（裏）中「又は仮認定特定非営利活動法人」を「又は特例認定特定非営利活動法人」に、「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」に、「3か月」を「3月」に改める。

別記様式第11号の7（表）中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式（裏）中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」に、「仮認定特定非営利活動法人が」を「特例認定特定非営利活動法人が」に改める。

別記様式第11号の8を削る。

別記様式第13号（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第5項中「第2条第1項の表第39項第11号」を「第2条第1項の表第40項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第40項第7号」を「第2条第1項の表第41項第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則（昭和34年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 4 知事は、第1項に規定する申請書の提出があつた場合において、その申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

第16条の次に次の1条を加える。

（特別地域内の行為の許可基準）

第16条の2 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第4項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（その申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）に係る許可基準は、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

- (1) 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
(2) 次に掲げる地域（以下「第1種特別地域等」という。）内において行われるものでないこと。

イ 第1種特別地域

ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされているもの又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの

- (イ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
(ロ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
(ハ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
(ニ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

- (3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
(4) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
(5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
(6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該計画において当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

- 2 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（その申請に係る県立公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、その申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和56年12月20日（同日後にその申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）においてその申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について同項の許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第5号までに掲げる基準のいずれにも適合すること及び当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地におけ

る暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は、前項第5号に掲げる基準に適合することとする。

3 条例第11条第3項第1号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までに掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は、同号に掲げる基準に適合することとする。

4 条例第11条第3項第1号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。))の用に供される部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供される部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までに掲げる基準及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は、同項第5号に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 保存緑地において行われるものでないこと。
- (2) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル(その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (3) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (6) 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。))の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。))の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域	20パーセント以下	40パーセント以下
第3種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

- (7) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。
 - (8) 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。
 - (9) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (10) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (11) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。
- 5 条例第11条第3項第1号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第5項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除

く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は、第1項第5号に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2,000平方メートル以下であること。
- (2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下
第2種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下
第2種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下
第3種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

6 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までに掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は、第1項第5号に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 当該建築物の高さが13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
- (2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

7 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

- (1) 第1種特別地域又は第1項第2号ロ(イ)から(ニ)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるもの（次に掲げる基準のいずれにも適合するものを除く。）でないこと。ただし、砂防工事等地形又は植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものにあつては、ロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

- (イ) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けなければその目的を達成することが困難であると認められるもの
- (ロ) 地域住民の日常生活の用に供される車道
- (ハ) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けなければその目的を達成することが困難であると認められる車道
- (ニ) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けなければその目的を達成することが困難であると認められるもの
- (ホ) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道

ハ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域

- に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、同号ハに掲げる基準及び次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- イ 前号ロに掲げる基準に適合すること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。
- ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
- ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつていているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等当該行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
- ニ 線形を地形に順応させること又は橋りよう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
- ホ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 8 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第1号ハ及び第2号ロからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること並びに当該車道が新たに同項第1号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。
- 9 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第7項第1号ハ及び第2号ロからホまでに掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1種特別地域等又は自然草地等の区域内において行われるものでないこと。
- (2) 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第1種特別地域等又は自然草地等の区域内において行われるものでないこと。
- (3) 関連分譲地等の造成の計画において、1分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）が全て1,000平方メートル以上とされていること。
- (4) 前号に規定する計画において、勾配が30パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から20メートル以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。
- (5) 第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
- (6) 第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
- (7) 関連分譲地等が次に掲げる基準のいずれにも適合する方法で売買されるものであること。
- イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。
- ロ 購入後において1分譲区画の面積（保存緑地となる部分を除く。）が1,000平方メートル未満になるような分割をしてはならない旨及びそのような分割をした場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第11条第3項の許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
- (8) 第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。
- (9) 関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下であること。
- 10 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 総施設面積（同一敷地内にある全ての工作物（建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあつては40パーセント以下、第3種特別地域に係るものにあつては60パーセント以下であること。
- (3) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10パーセントを超えないものであること。
- (4) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。

- (5) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (6) 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。
- (7) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
- (9) 支障木の伐採が僅少であること。
- (10) 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 11 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までに掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 12 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までに掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号に掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。
- (3) 自然草地等の区域内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものにあつては、この限りでない。
- (4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。
- 13 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までに掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。
- イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
- ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（その申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
- ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
- (2) 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物にあつては、この限りでない。
- 14 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

- ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。
 - ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。
 - ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
 - ヘ 前項第1号イ又はロに該当するものであること。
- 15 条例第11条第3項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。
- (1) 第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
 - イ 単木択伐法によるものであること。
 - ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
 - ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (2) 第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
 - (イ) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
 - (ロ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (ハ) 公園事業に係る施設（第6条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺地域（造林地並びに要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
 - ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(ロ)に掲げる基準及び次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
 - (イ) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - (ロ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
 - (ハ) 利用施設等の周辺地域（造林地並びに要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。
 - (3) 第3種特別地域内において行われるものであること。
 - (4) 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 16 条例第11条第3項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 17 条例第11条第3項第4号に掲げる行為（露天掘りによるもの以外のものに限る。）に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1種特別地域内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものにあつては、この限りでない。
 - イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
 - ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
 - ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 坑口又は掘削口が第2種特別地域又は第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等の区域内に設けられるものでないこと。ただし、前号イからハマまでに掲げる基準のいずれかに適合するものにあつては、この限り

でない。

18 条例第11条第3項第4号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1) 条例第11条第3項の許可を受け、又は同条第5項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（次号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

イ 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。

ロ 自然的及び社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該計画において当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(2) 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イに掲げる基準に適合すること及び当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

(3) 第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（前2号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

(4) 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イに掲げる基準及び次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

イ 露天掘り以外の方法によることが著しく困難であると認められるものであること。

ロ 主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。

(5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

19 条例第11条第3項第5号に掲げる行為に係る許可基準は、第11項第2号に掲げる基準及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

(3) 第1種特別地域又は次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものの風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第11条第3項の規定による許可を受け、又は同条第5項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ハ 優れた風致を有する河川又は湖沼等

20 条例第11条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

(1) 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。

(2) 当該汚水又は廃水が条例第11条第3項第6号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

21 条例第11条第3項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
 - ロ 表示面の面積が5平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10平方メートル以下のものであること。
 - ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル（工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
 - ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。
 - ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
 - ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- (2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからへまでに掲げる基準及び次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
 - ロ 広告物等の個々の表示面の面積が1平方メートル以下であること。
 - ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10平方メートル以下であること。
 - ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル以下のものであること。
 - ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致との調和を著しく乱すものでないこと。
- (3) 指導標、案内板その他の当該広告物等の存する地域の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地域と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地域との関わりを紹介するために行われるものにあつては、当該広告物等が第1号ニからへまで及び前号ニに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- イ 表示面の面積が5平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10平方メートル）以下であること。
 - ロ 設置者名の表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- (4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、当該広告物等が第1号へ及び前号ハに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- イ 表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - ロ 商品名の表示がないものであること。
 - ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- (5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察署等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 22 条例第11条第3項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの又は農林漁業に付随して行われるものにあつては第5号から第9号までに掲げる基準、公益上必要なものとして行われるものにあつては第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
 - (3) その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (4) 自然的及び社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
 - (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

- (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
- (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- (10) 支障木の伐採が僅少であること。
- (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該計画において当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 23 条例第11条第3項第9号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものにあつては、この限りでない。
- イ 第1種特別地域又はその地先水面
- ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
- (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
- (ロ) 優れた風致を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
- ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
- (3) 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号ニに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
- (4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 24 条例第11条第3項第10号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為にあつては、この限りでない。
- (2) 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
- (3) 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。）。
- (4) ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものにあつては、この限りでない。
- (5) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
- (6) その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものにあつては、この限りでない。
- (7) 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
- (8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 25 条例第11条第3項第11号及び第13号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 採取し、若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損

傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

- 26 条例第11条第3項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。
- (1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。
 - (2) 災害復旧のために行われるものであること。
- 27 条例第11条第3項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第25項第1号に掲げる基準に適合すること及び同条第3項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。
- 28 条例第11条第3項第15号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
- 29 条例第11条第3項第16号及び第17号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。
- (1) その申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
 - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- 30 その自然的及び社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適切でないとして知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第11条第3項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。
- 31 前各項に定めるもののほか、条例第11条第3項各号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。
- (1) その申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
 - (2) その申請に係る場所又はその周辺の風致の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
 - (3) その申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかなる行為について条例第11条第3項の許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

第17条第1項中「第11条第4項から第6項まで」を「第11条第5項から第7項まで」に改め、同条第2項中「前条第2項各号」を「第16条第2項各号」に、「第11条第5項」を「第11条第6項」に、「前条第2項第1号」を「第16条第2項第1号」に改める。

第18条中「第11条第7項第4号」を「第11条第8項第4号」に改め、同条第10号中「(昭和25年法律第214号)」を削り、同条第23号の8中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

第20条第1号イ及びり中「千平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

第23条第3項中「同条第4項若しくは第6項」を「同条第5項若しくは第7項」に改める。

別記様式第7号の2(1)中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

別記様式第7号の2(2)中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

別記様式第7号の2(3)及び別記様式第7号の2(4)中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第7号の2(1)から別記様式第7号の2(4)までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

12,600

」を「

13,100

」に、

10,400
7,340
17,500
56,800

を

11,300
7,610
18,000
58,800

に、

3,280
15,500
71,500

を

「

3,340
16,600
75,100

」に、「

11,700
47,000

」を「

12,200
49,200

」に、

温泉分析試験	小分析試験	1件	27,700	を
	中分析試験	〃	88,300	
	ラジウムエマナチオン測定	〃	7,910	
	可燃性天然ガス濃度測定	〃	44,200	
温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付		1通	4,400	
診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	診断書の交付	〃	860	
	成績書の謄本、証明書等の交付	〃	640	

診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	診断書の交付	1通	860	に改める。
	成績書の謄本、証明書等の交付	〃	640	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第6号に」を「第6号までに」に、「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

520円
470円
450円
280円
250円
350円

を

530円
510円
460円
290円
260円
360円

に、

1,970円
410円
2,000円
510円

を

1,990円
420円
2,070円
530円

に、

パン型造粒機	1時間	640円
熱定数測定装置	1時間	2,810円
加圧成形機	1時間	790円

を

ゼータ電位粒度分布測定装置	30分	2,210円
パン型造粒機	1時間	660円
熱定数測定装置	1時間	2,910円
加圧成形機	1時間	800円

に、

1,700円
620円

を

1,730円
660円

に、

470円
520円
520円
520円
480円
710円
1,250円
960円
3,830円
1,370円。
ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合にあつては、
1,960円
2,150円
2,410円
570円
5,690円

を

480円
530円
530円
530円
490円
720円
1,260円
970円
3,840円
1,450円。
ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合にあつては、
2,070円
2,160円
2,420円
580円
5,710円

に、

「820円」を「830円」に、

微小硬度計	30分	350円
-------	-----	------

を

微小硬度計	30分	350円
摩擦摩耗試験機	30分	1,120円

に、

2,730円

を

2,750円

に、

「680円」を「700円」に、「2,140円」を「2,270円」に、「1,210円」を「1,230円」に、

射出成形機	30分	810円
アイゾット衝撃試験機	1時間	310円
混練押出機	1時間	2,280円
荷重たわみ温度試験機	1時間	950円
熱プレス	1時間	620円
メルトフローテスター	1時間	420円
樹脂流動解析システム	30分	2,210円
3Dプリンタ装置	1時間	8,270円
サポート材除去装置	1時間	670円

を

射出成形機	30分	820円
アイゾット衝撃試験機	1時間	320円
混練押出機	1時間	2,290円
荷重たわみ温度試験機	1時間	970円
熱プレス	1時間	640円
メルトフローテスター	1時間	430円
粘度計	30分	510円
樹脂流動解析システム	30分	2,240円
サポート材除去装置	1時間	710円

に、

温度勾配恒温器	24時間	2,370円
低温インキュベーター	24時間	1,250円
食品用圧縮試験装置	30分	550円
画像解析装置	30分	430円

を

低温インキュベーター	24時間	1,250円
食品用圧縮試験装置	30分	570円
画像解析装置	30分	440円

に、

光学顕微鏡	30分	350円
試料切断機	30分	570円
大気焼成炉	1時間	2,300円
雰囲気可変焼成炉	1時間	2,030円
金属溶解炉	1時間	3,470円
凝固解析装置	1時間	940円
自動研磨装置	30分	690円

を

光学顕微鏡	30分	370円
試料切断機	30分	580円
大気焼成炉	1時間	2,330円
雰囲気可変焼成炉	1時間	2,070円
通電焼結装置	1時間	4,900円
金属溶解炉	1時間	3,480円
凝固解析装置	1時間	950円
自動研磨装置	30分	740円

に、

原子吸光分析装置	30分	520円
可視紫外分光光度計	30分	370円
顕微赤外分光分析装置	30分	960円
アートワーク作成装置	1時間	1,560円
スピコーター	30分	500円
両面マスクアライナ	1時間	2,750円
スパッタリング装置	1時間	2,910円。 ただし、金又は白金の膜を形成しようとする場合にあっては、5,620円
真空蒸着装置	1時間	2,860円

を

原子吸光分析装置	30分	530円
可視紫外分光光度計	30分	380円
顕微赤外分光分析装置	30分	960円
赤外分光分析装置	30分	1,950円
アートワーク作成装置	1時間	1,570円
スピコーター	30分	580円
両面マスクアライナ	1時間	2,810円
スパッタリング装置	1時間	3,000円。 ただし、金又は白金族金属の膜を形成しようとする場合にあっては、6,340円
真空蒸着装置	1時間	2,870円

に、

プラズマエッチング装置	30分	770円
ダイシングソー	30分	2,230円
ワイヤボンダ	30分	850円
ホール効果測定装置	30分	540円
光学式膜厚計	30分	610円
レーザー加工装置	1時間	1,320円
陽極接合装置	1時間	340円
レーザー描画装置	1時間	5,130円
触針式段差測定装置	30分	980円
ウェットエッチング装置	30分	430円
電解放電加工装置	1時間	300円
反応性イオンエッチング装置	1時間	8,570円

を

プラズマエッチング装置	30分	780円
ダイシングソー	30分	2,270円
ワイヤボンダ	30分	860円
ホール効果測定装置	30分	550円
光学式膜厚計	30分	620円
レーザー加工装置	1時間	1,350円
陽極接合装置	1時間	360円
レーザー描画装置	1時間	5,180円
触針式段差測定装置	30分	1,000円
ウェットエッチング装置	30分	450円
反応性イオンエッチング装置	1時間	8,620円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

810円
940円

を

820円
960円

に、

2,100円

を

2,140円

に、

3,880円

を

4,550円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項の表中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第4条第1項第1号中「子」を「子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 ㊦

育児休業（期間延長）承認請求書

次のとおり育児休業（期間延長）の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 （再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。

- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業等をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）にあつては当該非常勤職員の配偶者の氏名及び育児休業の期間について記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

別記様式第2号中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

別記様式第3号中「育児休業等に係る子を離縁した（養子縁組の取り消しを含む。）を
育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」

「育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が に改める。
終了した（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法
第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除された。」

別記様式第4号中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項及び第4項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第5号（表面）中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令

職員の配偶者同行休業に関する規程（平成26年7月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「配偶者同行休業 配偶者同行休業の期間の延長」を

「配偶者同行休業 配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）」に、

「5 配偶者同行休業の承認を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで」を

5 配偶者同行休業の承認を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	に改める。
	（うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間） 年 月 日まで	

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

山形県訓令第4号

総 務 部
総 合 支 庁

山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税事務取扱規程等の一部を改正する訓令

（山形県県税事務取扱規程の一部改正）

第1条 山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第11節及び第12節 削除
第13節 自動車取得税」 を「第11節から第13節まで 削除」に改める。

第8条第3項中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割」に改める。
第2章第11節から第13節までを次のように改める。

第11節から第13節まで 削除

第46条から第52条まで 削除

第65条の3（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第65条の3の2とする。

第65条の2の見出し中「調定決議書」を「種別割の調定決議書」に改め、同条第1項中「徴収する自動車税」を「徴収する種別割」に、「自動車税調定内訳書、自動車税集計表、自動車税調定減額内訳書及び自動車税の非課税車等情報通知書」を「自動車税種別割調定内訳書、自動車税種別割集計表、自動車税種別割調定減額内訳書及び自動車税種別割の非課税車等情報通知書」に改め、同条第2項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税集計表」を「自動車税種別割集計表」に、「自動車税調定減額内訳書」を「自動車税種別割調定減額内訳書」に改め、同条を第65条の3とし、第14節の2中同条の前に次の2条を加える。

（環境性能割の調定決議書の添付書類）

第65条の2 申告納付の方法によつて徴収する環境性能割の県税調定決議書には、環境性能割の申告書及び自動車税環境性能割集計表を添付するものとする。

2 更正又は決定に係る環境性能割の県税調定決議書には、自動車税環境性能割調査書、自動車税環境性能割調定内訳書及び自動車税環境性能割調定減額内訳書を添付するものとする。

3 環境性能割に係る加算金調定決議書には、自動車税環境性能割加算金調査書を添付するものとする。

（環境性能割に係る申告状況等の整理）

第65条の2の2 村山総合支庁長及び庄内総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、環境性能割に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第88条第3項及び第89条第4項中「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に、「自動車税徴収引継書」を「自動車税種別割徴収引継書」に改める。

（山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第2条 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令（平成28年6月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第207号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

610円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、2,990円
1,430円
510円
3,550円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,550円にその10を超える測定点1点につき280円を加算した額
330円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,620円
1,260円
2,290円
2,030円
3,130円
3,130円
7,480円
3,080円
5,400円
1,100円
920円
2,230円
1,140円
730円
2,200円
2,080円
1,430円
2,990円

を

640円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,150円
1,460円
530円
3,700円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,700円にその10を超える測定点1点につき290円を加算した額
340円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,680円
1,300円
2,370円
2,100円
3,210円
3,210円
7,750円
3,180円
5,620円
1,150円
960円
2,260円
1,200円
760円
2,290円
2,150円
1,490円
3,130円

に、

4,120円
4,180円
2,360円
2,510円
8,170円
7,170円
4,140円

4,260円
4,340円
2,430円
2,610円
8,510円
7,470円
4,300円

590円

5,170円	を	5,370円	に、	5,100円	を
7,500円		7,730円		4,730円	
9,610円		9,850円		1,740円	
12,800円		13,200円		3,220円	
16,000円		16,600円			
20,300円		21,000円			
112,000円		116,000円			
9,510円		9,870円			
860円		870円			
1,460円		1,520円			

610円	に、
5,140円	
4,760円	
1,750円	
3,370円	

細孔分布測定試験	1 試験 1 試料	25,200円	
テーバー式摩耗試験	1 試験 1 試料	13,000円	
ピーエッチ測定試験	1 試験 1 試料	2,080円	
熱膨張測定試験	1 試験 1 試料	4,810円	
熱定数測定試験（常温）	1 試験 1 項目	6,200円	
熱定数測定試験（高温）	1 試験 1 項目	14,300円。ただし、測定点が5を超える場合は、14,300円にその5を超える測定点1点につき2,120円を加算した額	を
粘性率測定試験	1 試験 1 試料	2,850円	
荷重たわみ温度測定試験	1 試験 1 試料	3,910円	
落下衝撃試験	1 試験 1 試料	2,950円	

テーバー式摩耗試験	1 試験 1 試料	13,100円	
ピーエッチ測定試験	1 試験 1 試料	2,140円	
熱膨張測定試験	1 試験 1 試料	4,920円	
熱定数測定試験（常温）	1 試験 1 項目	6,440円	
熱定数測定試験（高温）	1 試験 1 項目	14,900円。ただし、測定点が5を超える場合は、14,900円にその5を超える測定点1点につき2,200円を加算した額	に、
粘性率測定試験	1 試験 1 試料	2,970円	
荷重たわみ温度測定試験	1 試験 1 試料	4,040円	
落下衝撃試験	1 試験 1 試料	3,020円	

1,550円
1,600円
1,600円

1,610円
1,660円
1,660円

1,600円		1,660円
1,560円		1,620円
1,780円		1,850円
2,080円		2,150円
3,080円		3,160円
3,480円		3,580円
4,050円	を	4,300円
4,600円		4,720円
8,980円		9,230円
13,400円		13,700円
290円		300円
6,230円		6,480円
2,660円		2,760円
4,970円		5,100円
5,500円		5,560円
1,510円		1,570円

に改める。

2分析の項の表を次のように改める。

項目	分析項目	単位	金額
化学分析	定量分析（重量法、容量法等）	1 試料 1 成分	5,960円
	繊維分析	1 試料 1 成分	1,510円
機器分析	E P M A定性分析	1 試験 1 項目	15,200円
	E P M Aデジタルマッピング	1 分析	17,600円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき2,900円
	E D S定性分析（固体、粉末）	1 試験 1 試料	6,450円
	グロー放電発光分光分析	1 試験 1 項目	12,800円
	蛍光エックス線定性分析（固体）	1 分析	8,830円
	蛍光エックス線定性分析（液体、粉末）	1 分析	7,950円
	蛍光エックス線定量分析	1 試料 1 成分	3,230円
	I C P発光分光定性分析	1 試料 1 分析	5,330円
	I C P発光分光定量分析	1 試料 1 成分	5,010円
	炭素・硫黄同時分析	1 試料 1 成分	3,290円
	ガス、液体クロマトグラフ分析	1 試料	11,600円
	分光光度計分析	1 試料	8,820円
	赤外分光分析	1 分析	5,150円
	赤外イメージング	1 分析	9,680円
	示差熱重量分析（アルミナ容器によるものを除く。）	1 分析	5,500円
	示差熱重量分析（アルミナ容器によるものに限る。）	1 分析	8,570円
示差走査熱量分析	1 分析	6,300円	
エックス線回折分析	1 分析	5,310円	
食品、飲料分析	ビタミンC分析	1 試料 1 成分	13,100円
	一般成分分析	1 試料 1 成分	3,960円

特殊成分分析（高度な前処理、試薬等を要するもの）	1 試料 1 成分	8,410円
重金属分析	1 試料 1 成分	9,570円
添加物分析	1 試料 1 成分	11,500円
醸造用水分析	1 試料 1 項目	3,120円

3加工の項の表中

1,590円
4,750円
2,470円
2,180円
3,450円
840円
5,490円
10,200円

を

1,640円
4,810円
2,550円
2,240円
3,490円
870円
5,610円
10,400円

に、「1,930円」を

「1,990円」に、「白金」を「白金族金属」に、「5,060円」を

5,180円
10,000円

 に改める。

4デザイン、色見本製作、モデル製作(1)デザインの項の表中

36,200円	18,600円	10,800円	5,690円	2,980円
181,000円	99,600円	49,700円	25,300円	13,200円
93,400円	53,500円	26,300円	13,900円	7,170円

を

37,700円	19,400円	11,200円	5,910円	3,090円
189,000円	104,000円	51,800円	26,400円	13,800円
97,400円	55,700円	27,300円	14,400円	7,420円

に改め、4デザイン、色見本製

作、モデル製作(2)色見本製作の項の表中

5,420円	2,980円	1,620円
--------	--------	--------

を

5,630円	3,090円	1,680円
--------	--------	--------

に改め、4デザイン、色見本製作、モデル

製作(3)モデル製作の項を次のように改める。

(3) モデル製作

項目		単位	金額
モデル製作	モデル造形（A）（白色かつ硬質の樹脂）	1 件	4,130円。樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,130円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額。

モデル造形（B）（白色かつ硬質の樹脂以外の樹脂）	1 件	4,920円。樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,920円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,130円を加算した額。
洗浄処理	1 時間	2,970円

5 成績書複製の項中「590円」を「610円」に改める。

6 記録写真撮影の項中「420円」を「430円」に改める。

山形県告示第208号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区の名称	区 域
飛 島 加 入 区	酒田市飛島の区域

山形県告示第209号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	桂ガーデン プラザ支店	〃 泉区桂一丁目1 番1	〃 〃
---	----------------	-----------------	-----

を

〃	泉中央支店	〃 泉区泉中央一丁目16番地6	〃 〃
〃	桂ガーデン プラザ支店	〃 〃 桂一丁目1 番1	〃 〃

に、

〃	天童支店	天童市東本町一丁目2 番1号	〃 〃
〃	泉中央支店	仙台市泉区泉中央一丁目16番地6	〃 〃

を

”	天童支店	天童市東本町一丁目2 番1号	”	”	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第3号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 他 の 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡査	計			
警 察 本 部	59人	96人	488人	643人	216人	859人	警部補の総数は561人とし、 巡査部長の総数は580人とする。
警 察 署	31人	88人	1,251人	1,370人	121人	1,491人	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年1月22日執行の山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成29年3月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年1月22日執行 山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,361,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	阿部正明	所属党派	自由民主党	期間	平成29年1月1日から 平成29年2月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	庄田文夫					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	915,000円	
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)		家屋費	329,600	
〔団体名〕				選挙事務所費	329,600	
新風会	政治団体	500,000円		集合会場費	0	
自由民主党山形県支部連合会	政党	600,000		通信費	3,892	
自由民主党神奈川県第五選挙区支部	政党	300,000		交通費	0	
阿部精	農業	11,000		印刷費	1,252,422	
白田忠一	農業	30,000		広告費	994,680	
阿部憲明	無職	100,000		文具費	85,650	
その他の寄附	8件	75,000		食糧費	150,875	
その他の収入		3,500,000		休泊費	0	
今回計		5,116,000		雑費	582,421	
前回計		0		今回計	4,314,540	
総計		5,116,000		前回計	0	
				総計	4,314,540	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	962,650円
	計	962,650円

報告書受理年月日	平成29年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	阿部正明	所属党派	自由民主党	期間	平成29年1月10日から 平成29年2月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	庄田文夫					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)		家屋費	0	
〔団体名〕		0円		選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
その他の寄附	0件	0		通信費	76,636	
その他の収入		0		交通費	0	
今回計		0		印刷費	0	
前回計		5,116,000		広告費	0	
総計		5,116,000		文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
				今回計	76,636	
				前回計	4,314,540	
				総計	4,391,176	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年3月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	松田敏男	所属党派	無	所 属	期間	平成29年1月4日から	第1回分
出納責任者氏名	工藤泰彦					平成29年2月6日まで	
収入					支出		
主たる寄附					人件費	440,000円	
〔氏名〕		(職業)		(寄附額)	家屋費	114,340	
〔団体名〕					選挙事務所費	99,680	
民進党山形県第2区総支部		政党支部		1,600,000円	集合会場費	14,660	
民進党山形県総支部連合会		政党支部		1,000,000	通信費	50,024	
					交通費	0	
その他の寄附	0件			0	印刷費	886,570	
その他の収入				300,000	広告費	1,497,480	
今回計				2,900,000	文具費	17,820	
前回計				0	食糧費	123,179	
総計				2,900,000	休泊費	0	
					雑費	265,004	
					今回計	3,394,417	
					前回計	0	
					総計	3,394,417	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	740,500円
	計	740,500円

報告書受理年月日	平成29年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	松田敏男	所属党派	無	所 属	期間	平成29年1月11日から	第2回分
出納責任者氏名	工藤泰彦					平成29年2月14日まで	
収入					支出		
主たる寄附					人件費	0円	
〔氏名〕		(職業)		(寄附額)	家屋費	0	
〔団体名〕				0円	選挙事務所費	0	
					集合会場費	0	
その他の寄附	0件			0	通信費	65,882	
その他の収入				0	交通費	0	
今回計				0	印刷費	0	
前回計				2,900,000	広告費	0	
総計				2,900,000	文具費	0	
					食糧費	0	
					休泊費	0	
					雑費	0	
					今回計	65,882	
					前回計	3,394,417	
					総計	3,460,299	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年2月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	松田敏男	所属党派	無	所 属	無	期 間	平成29年1月11日から 平成29年3月1日まで	第3回分
出納責任者氏名	工藤泰彦							
収入						支出		
主たる寄附						人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)			家屋費	123,120		
			0円		選挙事務所費	123,120		
					集合会場費	0		
					通信費	0		
					交通費	0		
					印刷費	0		
					広告費	0		
					文具費	0		
					食糧費	0		
その他の寄附	0件		0		休泊費	0		
その他の収入			0		雑費	864		
今回計			0		今回計	123,984		
前回計			2,900,000		前回計	3,460,299		
総計			2,900,000		総計	3,584,283		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年3月2日	第3回報告分
----------	-----------	--------

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の警察署の項職級3の欄中「」を「管理官」に改め、同表研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「科学捜査研究所長」を「」に改める。

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「課長」を「課長」に改め、同項職級4の欄中「副隊長」を「副隊長（科学捜査研究所長）」に改め、同項職級5の欄中「隊長補佐」を「隊長補佐」に改め、同表警察官の職の警察本部長の警察学校の項職級3の欄中「副校長」を「副校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月21日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第10中「

		新庄警察署の副署長	
--	--	-----------	--

」を
「

	新庄警察署の副署長 管 理 官		
--	--------------------	--	--

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月21日

平成29年3月21日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第7条の前の見出しを削り、第6条の2の次に次の見出し及び1条を加える。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第6条の3 条例第4条の3第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）に同法第27条第1項の規定により委託されている当該児童とする。

第7条中「人事委員会規則で定める者」を「深夜において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者」に改め、同条第2号中「子」を「子（条例第4条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」に改める。

第9条第1項第4号中「親」を「親（条例第4条の3第1項に規定する親をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第10条中「及び第4号」を「から第6号まで」に改める。

第12条第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第2項及び第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第13条中「を除く」を「から第5号までを除く」に、「において、」を「において、第11条第2項中「又は第3項」とあるのは「に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第4条の3第3項の規定による」と、「条例第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、「」に改める。

別記様式第1号中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式の備考第2項を次のように改める。

2 「1」欄について

(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等である場合にあっては、その事実）を記入すること。

(2) 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。

別記様式第2号中「 職員の子でなくなった。（ 離縁 養子縁組の取消し）」を

「 職員の子でなくなった。

（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置の解除）に、

「 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できない者に該当することとなった。」を

「 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できない者に該当することとなった。」に改める。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。（理由： ）」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

山形県人事委員会
 委員長 安 孫 子 俊 彦

別表その他の項第9号の2中「子を」を「子（勤務時間条例第4条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を」に改め、同項第10号中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第3号の備考第2項及び第5項並びに別記様式第4号中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年7月21日まで縦覧に供する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン嶋 第1ブロック
 山形市嶋北四丁目2番18号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
 代表取締役 大高 善興
 株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号
 代表取締役 鍋倉 修六
 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 代表取締役 森田 俊作
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
株式会社戸田書店	静岡県静岡市清水区銀座4番6号	鍋 倉 修 六
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 文
株式会社富岡本店	山形市七日町二丁目1番8号	富 岡 善 一 郎
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石 川 康 晴

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
株式会社戸田書店	静岡県静岡市清水区銀座4番6号	鍋 倉 修 六
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 文
株式会社富岡本店	山形市七日町二丁目1番8号	富 岡 善 一 郎
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石 川 康 晴
株式会社ブロードアイ	東根市中央南二丁目5番6号	相 澤 貴

4 変更年月日

平成29年2月23日

5 届出年月日

平成29年2月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年7月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年7月21日まで縦覧に供する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン嶋 第1ブロック
山形市嶋北四丁目2番18号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 大高 善興
株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号
代表取締役 鍋倉 修六
大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 森田 俊作

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）276平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）297平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時
株式会社戸田書店	午前10時	午後11時
株式会社ツルハ	午前10時	午後10時
株式会社大創産業	午前10時	午後10時
株式会社富岡本店	午前10時	午後10時
株式会社ストライプインターナショナル	午前9時	午後9時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時
株式会社戸田書店	午前10時	午後11時

株式会社ツルハ	午前10時	午後10時
株式会社大創産業	午前10時	午後10時
株式会社富岡本店	午前10時	午後10時
株式会社ストライプインターナショナル	午前9時	午後9時
株式会社ブロードアイ	午前9時	午後9時

4 変更年月日

平成29年3月24日

5 届出年月日

平成29年2月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年7月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所において平成29年4月21日まで縦覧に供する。

平成29年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

びっくり市長井店

長井市小出字館西3837番1外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成28年10月28日

3 意見の概要

騒音予測結果において、一部の敷地境界で夜間の等価騒音レベルが環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する環境基準を、騒音レベルの最大値が騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定する規制基準をそれぞれ超過しているため、基準に適合するよう改善いただきたい。

平成29年3月21日印刷 発行所 山形県庁
平成29年3月21日発行 発行人 山形県